

特定非営利活動法人日本移植支援協会定款

第一章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本移植支援協会という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番12号に置く。

2 本法人は、従たる事務所を
愛知県名古屋市及び、北海道札幌市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人はレシピエントの臓器の機能回復・社会復帰を図るため、日本国内での移植を推進する周知啓発活動を中心とした臓器移植支援に関する事業を行い、一人でも多くの国民の健康で幸せな生活に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (ア) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (イ) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は活動の援助

(事業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(ア) 特定非営利活動に係る事業

- ① 日本人及び日本在住の外国人のレシピエントとその家族を支援する団体・個人の活動に対する医療費等の助成・貸付、及び指導・支援
- ② 臓器移植に係る啓蒙活動を行う団体に対する活動費の助成・貸付
- ③ 臓器移植のサポートスタッフの育成
- ④ 臓器移植に関するイベント・学習会・シンポジウム・セミナー・レシピエント交流会
- ⑤ 移植に関する情報誌・書籍の発行
- ⑥ 電話相談「移植110番」
- ⑦ 受け入れ医療機関との情報交換
- ⑧ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(イ) 収益事業

- ① ファンドレイジングパーティー等のイベント

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は次の3種とし、正会員をもて特定非営利活動促進法
(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (4) 法人会員 本法人の目的に賛同して入会した法人

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。
- 4 賛助会員・法人会員の入会については、正会員と同様にする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の位置に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は、規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内 (平成13年6月29日改正)
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本法人の財産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況または業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 本法人に事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本法人の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、本法人の最高の意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ならびに変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任・職務・報酬
- (7) 入会金、会費の金額
- (8) 長期借入金又はその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他の法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を掲載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 議会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 議決に付議すべき事項
- (2) 議会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、事項第1項の摘要については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産（基金を含む）及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入支出を行うことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設立及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本法人の事業報告書、収支予算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会に出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第 52 条 本法人は、次に掲げる事由により解散することができる。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、法第11条第3項に掲げる者のうち、本法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役名	氏名
理事長	永井 孝
副理事長	高橋和子

理事	有村英明
監事	持田一夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項にかかわらず、設立の日から平成 13 年 6 月 30 日までとする。
- 4 本法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本法人の設立初年度の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。入会金は徴収しないものとする。
 - (1) 正会員 個人会員一口 5 千円・団体会員一口 1 万円 (年額)
 - (2) 賛助会員 個人会員一口 2 千円・団体会員一口 1 万円 (年額)
 (※平成 28 年 7 月 1 日より賛助会員 個人会員一口千円とする)
 - (3) 名誉会員 会費年額 無料
 - (4) 法人会員 一口 10 万円 (年額)

附則

- この定款は、平成 13 年 4 月 12 日から施行する。
- この定款は、平成 28 年 8 月 2 日から一部改正の上施行する。
- この定款は、平成 30 年 9 月 18 日から一部改正の上施行する。
- この定款は、平成 30 年 10 月 4 日から一部改正の上施行する。
- この定款は、令和 3 年 6 月 19 日から一部改正の上施行する。
- この定款は、令和 5 年 6 月 25 日から一部改正の上施行する。